

朝鮮社会主義経済における工業管理体系の変遷

対企業指導をめぐる中央と地方の関係

(「朝鮮民主主義人民共和国の経済に関する日韓研究者の共同セミナー」シリーズ No. 1)

アジア経済研究所

中川 雅彦

2003年8月

環日本海経済研究所

(ERINA)

朝鮮社会主義経済における工業管理体系の変遷 対企業指導をめぐる中央と地方の関係

アジア経済研究所 中川 雅彦

はじめに

一般的に社会主義計画経済においては行政機関が企業に対して生産目標を出し、企業はその目標にしたがって生産活動を行う。行政機関の任務は、企業の生産目標を含めた計画を作成することと、企業に生産目標を完遂させることである。計画遂行において、独立採算制を実施する企業は生産目標を完遂する義務を負うが、行政機関はそのような企業の遂行情況を把握しそれに関する指導を行う。

こうした工業管理体系についての日本における既存の研究は主に「大安の事業体系」といった企業内党委員会の役割と組織構造に関するものか、「計画の一元化、細部化」といった国家計画を作成する過程に関するものであった⁽¹⁾。しかし、工業管理体系の本質である行政機関と企業との関係については日本では研究されておらず、平壤においても経済学の教科書で「部門別工業管理と地域別工業管理の正しい配合」という問題提起がなされているだけである⁽²⁾。

部門別工業管理は中央行政機関の役割であり、地域別工業管理は地方機関の役割である。中央行政機関の部門別工業管理は朝鮮民主主義人民共和国政府が樹立される前から執行されてきた。その後、戦争を経てから社会主義工業化が達成されて経済規模が拡大するにしたがって地域別工業管理が導入されるようになった。ここで中央行政機関と地方行政機関との役割分担という問題が発生した。今回の経済改革はこのような工業管理に関連した役割分担についての変化をもたらした。

ここでは、部門別工業管理体系の設立過程、そして地域別工業管理体系の導入過程を見て、そうした過程を経て確立した中央行政機関と地方行政機関の役割分担の内容を明らかにした上で、経済改革による変化を評価してみよう。

1. 部門別工業管理体系の設立

朝鮮半島北半部において、中央行政機関による部門別工業管理の起源はソ連軍政下で1945年11月19日に行政10局の一つとして産業局が設置されたことである。産業局はソ連軍司令部命令にしたがって、12月9日に「国有企業許可制に関する布告」(1945年12月8日付)を公表し、国有企業の運用方針や幹部の選定、技術者の配置に関する統制を行う権限を確保した⁽³⁾。

産業局は、1946年2月8日に設立された北朝鮮臨時人民委員会に継承された。北朝鮮臨時人民委員会は8月10日に重要産業国有化に関する法令を公表し、10月30日にソ連軍政当局からかつて日本人所有であった工場、水力発電所、銀行およびその他の施設を引き受けた。11月30日には北朝鮮臨時人民委員会決定第124号「国有企業場管理令」が発表されたことにしたが、国有企業内のすべての権限が「企業責任者」に集中され(後にこの体

系は「支配人唯一管理制」と呼ばれる)、国有企業は産業局に部門別に所属することになり、12月1日からこの決定が実施された⁽⁴⁾。

産業局は1947年2月22日に設立された北朝鮮人民委員会にそのまま存続され、1948年9月9日に朝鮮民主主義人民共和国政府が樹立されたことにしたがって内閣産業省となった。1950年6月25日から53年7月27日までの戦争の時期に、戦時に工場の移設や戦時の生産動員の必要性によって、産業省は廃止されて重工業省、化学建材省、軽工業省および内閣直屬電気局等が設置され、部門別に細分化された。細分化の動きは戦後復旧時期にも続き、1955年3月31日に制定された内閣構成法で工業生産に関連する省は金属工業省、電気省、軽工業省、化学工業省、機械工業省、石炭工業省となった⁽⁵⁾。

部門別工業管理体系の形成にしたがって計画を立てる機関も拡大してきた。北朝鮮臨時人民委員会では当初局よりも低い地位にある企画部が設置されていたが、「国有企業場管理令」が実施させてからは、1946年12月23日に企画部が廃止されて新たに企画局が設置された⁽⁶⁾。企画局は「1947年度北朝鮮人民経済復興と発展に関する予定数値」を作成し、北朝鮮道・市・郡人民委員会大会2日目である1947年2月19日にこれが採択された。企画局は、2月22日に設立された北朝鮮人民委員会でそのまま維持され、1948年9月9日に朝鮮民主主義人民共和国政府が樹立されると内閣国家計画委員会となった。

部門別工業管理体系と国家計画体系は税金制度によって裏付けされた。1947年2月27日に税金制度が確立し、国有企業に対して取引税と「利益控除収入」(法人税に相当)を徴収する権限は中央行政機関に属するようになった⁽⁷⁾。1974年4月1日に税金制度は全廃されたが、取引税は「取引収入」に、「利益控除収入」は「国家企業利益金」として実質的に継承された。

2. 地域別工業管理体系の部分的導入

地域的工業管理体系が導入されるようになった要因は、全般的な経済規模の拡大と地方産業の急速な発展、そして政治的・軍事的指導者である金日成の工業配置についての理念である。

戦後人民経済復旧発展3ヵ年計画(1954~53年)と人民経済発展5ヵ年計画(1957~60年)が超過達成されるほど経済規模が拡大し、国家機関の機構が膨張して業務が煩雑化したことにしたがって、国家機関の改編は必然的なものになった。中央行政機関の構造改編は1958年6月23日に内閣命令第59号「国家機関の行政事務を簡素化するための準備作業を進めることについて」の発表を起点として始まった。この内閣命令にしたがって中央行政機関の余剰人員が地方行政機関に派遣されるようになった⁽⁸⁾。そして1960年初に重工業委員会と軽工業委員会が設置されてこれらに工業生産に関連する省、局が統合された⁽⁹⁾。

その一方で1950年代末には道(直轄市)人民委員会または市・郡(区域)人民委員会が管轄する地方工業が急速に拡大した。地方行政機関の機構改編も必然的なものとなっていた。

金日成は、戦争の経験から、工業施設を軍事上「万一、敵の侵攻を受けたとしても終局

的に守り抜くことができる地点」に配置しなければならず、「原料供給や製品を簡単に運搬できるような交通に便がよい地点」に配置しなければならないと、1953年8月5日に述べていた⁽¹⁰⁾。地方産業の発展は単純に全般的な経済発展に寄与するだけでなく、金日成にとっては軍事上望ましいことであった。金日成は地方に経済管理に関連した大きな権限を行使する機関を設置するという構想を持つようになっていた。

金日成は1960年1月7日に、平安南道党委員会全員会議で「道人民経済委員会」を設置する構想を発表した。その構想では、「道人民経済委員会」委員長は道党委員会委員長が兼任し、地方工業企業だけではなく中央直轄企業までその活動を指導するものであった⁽¹¹⁾。15日に開かれた党中央委員会常務委員会で金日成はこの「道人民経済委員会」構想を引き継いだ「道経済指導委員会」を設置することを指示した。この「道経済指導委員会」はその委員長を道党委員会委員長が兼任することと道内の地方工業と中央工業企業の活動を指導するのみならず、農業、水産業を含めた道内の全般的な経済活動を指導するものであった⁽¹²⁾。金日成の構想は、中央行政機関の縮小とあわせて、中央行政機関の部門別経済管理体系を道ごとに党委員会が経済全般を管理する地域別経済管理体系に転換させようとする大胆な考えであったといえることができる。

金日成の構想の実現は部分的なものに留まった。1961年9月に開かれた党第4次大会で金日成は11日に報告を行ったが、そこで中央行政機関が管理していた少なからぬ企業を地方行政機関に移管したこと、地方経営工業と地方建設を管理する道経済委員会を設置したことを発表した⁽¹³⁾。これによって、道党委員会が道内の、地方工業と地方建設に限定されてはいるものの、企業の活動を指導する体系が設立されたのであった。金日成はそうした体系が工場の内部にまで至らせようとした。12月に大安電気工場党委員会に対する現地指導を通じて金日成は工場党委員会が工場のすべての活動を指導する「大安の工業体系」を確立させ、全国的に普及させた。

農業に関しては、金日成の構想が実現した。金日成の発起により、1961年12月22日の内閣決定第157号「農業協同組合経営委員会を組織することについて」により、各郡に農業協同組合経営委員会（後に郡農業経営委員会）が62年1月20日までに設置された。さらに、1962年7月に道農村経理委員会が設置されて、行政機関とは分離した農業管理体系が確立した⁽¹⁴⁾。

道経済委員会は、農業も掌握することはできず、工業も掌握したものが地方工業に留まったが、それでも結局うまく機能しなかったようである。1962年1月には、道経済委員会が道地方産業総局に縮小され、道経済委員会の下郡経済委員会も郡地方経済経営局に縮小され、軽工業委員会と各々道人民委員会あるいは郡人民委員会の2重指導を受けるようになった⁽¹⁵⁾。道経済委員会の権限は地方工業と地方建設に限られていたが、当時の地方経済の規模は道党委員会が直接指導するほどには大きくなかったのであったのであろう。

3. 地域別工業管理体系の確立

地域で国家中央企業までも網羅する全般的な工業管理体系を打ち立てようとする動きは1981年に入って再び見え始めた。その理由は、それまでの間継続してきた工業規模の拡大とあわせて、輸出品開拓を道行政機関が担当するようになったことであると推測される。

すでに1970年代中葉から西欧諸国と日本に対する貿易代金の支払いが遅れ始めていた⁽¹⁶⁾。金日成は、1979年1月1日新年辞で対外貿易の重要性を強調し、12月に開かれた党中央委員会第5期第19次全員会議で、従前に貿易部だけが扱ってきた貿易業務を他の政務院(内閣に相当)委員会・部(省に相当)のみならず道でも扱うようにすることを指示するようになった⁽¹⁷⁾。これによって、道内で貿易管理体系が打ち立てられるようになり、各道で輸出品開拓が始まった。この過程で道行政機関は地方工業のみならず国家中央企業の活動についても大きな影響力を及ぼすようになったと考えられる。

1981年には各道に経済指導委員会が設置された⁽¹⁸⁾。道経済指導委員会は道内にあるすべての工業企業の生産組織と生産活動を掌握して直接指導する権限を持つようになった。その一方で、中央機関である政務院委員会・省の役割は部門別に企業に対する技術指導を行うものとなった⁽¹⁹⁾。ここで中央機関である国家計画委員会が企業に対して生産計画を下達し、地方機関である道経済指導委員会が日常的に企業の計画遂行情況を把握・指導して、中央機関の部門別機関の役割は企業に対する技術指導に限定された体系が形成され始めたのである。

こうした役割分担は中央行政機関と地方行政機関との関係が緊密化されることにより強化された。1983年11月29日から12月1日まで開かれた党中央委員会第6期第8次会议では道経済指導委員会に対する「中央集権的指導」を強化する方針が提示された⁽²⁰⁾。道経済指導委員会は1985年5月に、道人民委員会からの指導と政務院からの指導を受ける道行政委員会と統合して道行政経済指導委員会となったことによって、いっそうその機能を強化した。同時に、道党委員会委員長は道人民委員会委員長を兼任するようになり、国家機構上の指導体系と党組織上の体系が一体化した⁽²¹⁾。1992年4月に社会主義憲法が改正されたことにしたがって、行政経済指導委員会は行政経済委員会と改称されたが、その機能は維持された。

道の経済指導機関の機能を強化する、また一つの要素は「地域別予算収納体系」の確立であった。この体系は、国家中央企業が中央財政機関に納付する取引収入と国家企業利益金等、その他の「収入金」(税金に相当)を、「地方維持金」(事業税に相当)およびその他地方機関に納付する「収入金」と一緒にいったん地方財政機関に納めるようにするものであった⁽²²⁾。地方の経済指導機関は傘下の財政機関に来る「収入金」を通じて、企業の生産計画遂行状況を把握することができ、企業の生産活動に対する指導をいっそう熱心に行うことが期待された。

4．企業連合と工業管理体系

独立採算制企業の連合体である「連合企業所」には3種類の形態がある。形態1は一定地域内で生産技術的な連繋を持つ異種の部門の企業を網羅するものであり、形態2は一定地域内で主として同一部門の企業を網羅したものであり、形態3は全国的範囲で主として同一部門の企業を網羅したものである。金日成が1973年11月に咸興地区を現地指導して以来、このような連合企業所の結成が始まった⁽²³⁾。

連合企業所結成の初期段階である1970年代中葉から1980年代中葉までの時期は連合企業所組織と工業管理体系との矛盾が現われ、それらを解決する方法が模索された時期であった。形態2の連合企業所の場合、本来的に、部門別工業管理体系に対しても地域別工業管理体系に対しても矛盾が起こることはなかったが、形態1の連合企業所組織は様々な矛盾を露呈した。こうした連合企業所は原料を供給する企業を網羅しようとする傾向があり、連合企業所が所属する部門の上級機関とその企業が所属する部門の上級機関との摩擦が生じる場合があった。さらに、そうした企業が他の行政区域にある場合は、部門別工業管理体系だけではなく地域別工業管理体系に対しても矛盾が生じた。こうした問題は、1981年に道の経済指導機関が設立され、85年にその経済指導機関と中央行政機関との関係緊密化によってその機能が強化されて連合企業所に対する原料供給を保障するようになったことにより解決された⁽²⁴⁾。

形態3の連合企業所は主に1985年以降に結成され始めた。この形態の連合企業所は特異な管理組織構造を持っている。このような連合企業所は道経済指導機関の指導を受けず、当該部門を担当する中央行政機関から直接指導を受ける。また、形態1、形態2の連合企業所は基本的に傘下企業の党委員会を網羅した市・郡級の連合企業所党委員会を組織してこれが道党委員会に直属するようになっているのに対して、形態3の連合企業所では、傘下企業の党委員会は、その企業が位置する市・郡党委員会傘下にあり、生産計画に関連する指導のみを連合企業所党委員会から受けている⁽²⁵⁾。

5．部門別工業管理体系の再生

中央行政機関と地方行政機関との役割分担が確立した地域別工業管理体系に大きな反歌が起こる契機は、1994年に金日成が死亡したことと95年に大洪水による被害を被ったことであった。金日成は前述したとおり、最高指導者として1960年代初めから地域別経済管理体系の構想を発表し、1980年代半ばにそれを確立した人物であった。また、大洪水により、経済規模の縮小は顕著にあらわれ、それが1997年まで続いた。1998年に回復の徴候が見え始めたことで、新たな最高指導者はこれを契機に改革的な措置をとるようになった。

改革的な措置はまず、中央および地方の行政機関に対してなされた。1998年9月5日に開かれた最高人民会議第10期第1次会議では社会主義憲法が改正されたが、この憲法改正を通じて中央および地方の行政機構が改編、縮小された。中央では、従前に最高人民会議とその常務委員会の下に、これまで政権機関とされた中央人民委員会と執行機関とされた

政務院があったものを、最高人民会議常務委員会は最高人民会議常任委員会に改称、中央人民委員会は廃止、政務院は内閣に改称した。地方では、従前に地方人民会議の下に政権機関とされた地方人民委員会と執行機関とされた地方行政経済委員会があったものを、地方行政経済委員会のほうが廃止された。

このように形式上、中央では政権機関が廃止され、地方では執行機関が廃止されたのであるが、内容で見ると様相が異なっている。地方では、従前に地方党責任秘書が当該地方人民委員会委員長を兼職してきた。今回の憲法改正に伴う人事措置では、この地方党責任秘書兼人民委員会委員長が人民委員会委員長の兼職を解かれ、代わって、地方人民委員会委員長の職には従前に地方行政経済委員会委員長であった人物が就任した。そして地方行政経済委員会の下にあった部および処は地方人民委員会の下に編入された⁽²⁶⁾。このように地方では、形式上、執行機関が廃止されたが、内容上、政権機関のほうが廃止されたのであった。したがって、中央でも地方でも行政機関の縮小は事実上、政権機関のほうを廃止する方向で行われたといえる。

行政機関の縮小は、中央と地方の関係にも変化をもたらすものであった。内閣には工業生産を担当する部門別の省の下にさらに細分化された部門別の管理局が組織され始めた。地方財政機関に納付されていた国家中央企業の収入金は直接、部門別の管理局または省に納付されるようになり、これにしたがって、従前に地方の行政経済委員会は国家中央企業に対する生産計画遂行情況を掌握、指導する権限が剥奪され、それが内閣の省または管理局に移管された。省または管理局はその収入金を通じて国家中央企業の生産状況を把握するようになったと同時に、独自の企業に対して投資を行う資金を留保できるようになった。地域別予算収納体系からこのような「部門別予算収納体系」への転換は、中央行政機関をして部門別に企業に対して生産計画を下ろし、技術指導のみならず、計画遂行を指導する権限を持つようにしたものであった⁽²⁷⁾。

この過程で企業は事実上部門別にその経営活動についての評価を受けるようになった。技術的に遅れていたり、採算が合わなかったりする企業に対する整理が進行したことは、1999年から2001年の間に多くの連合企業所がその名称をその縮小されたものに変更したことからもうかがわれる⁽²⁸⁾。また、在日朝鮮人機関紙である『朝鮮新報』も、具体的な事例や数値を上げてはいないものの、企業の「廃止」について言及している⁽²⁹⁾。

部門別工業管理体系の復活は企業の形態に対して変化をもたらした。その第1は企業の「専門化」であった。「専門化」とは企業をして国家が定める生産指標のみを専門的に担当するようにするという原則である⁽³⁰⁾。これによって、企業は生産指標にない製品を生産することが原則的に禁じられるようになった。そして、他の部門の企業を網羅した形態1の連合企業所は解散されるようになった。もちろん、この原則による措置は、これまで正常な生産をしてきた企業やその可能性がある企業に対して否定的な結果をもたらす危険があり、そのため現実的には一部の企業や連合企業所がある程度従前の形態を維持したり、または復活させるようになったりすることもあった⁽³¹⁾。

また一つの変化は企業管理に対する「質的指標」の導入である。「質的指標」とは具体的に、労働生産率、設備利用率、原価計算等を示す。この指標は概念としては従前からあったものではあるが、実際には生産計画の量的達成だけが評価され、これ自体が現実に適用されることはなかった。「質的指標」の導入とは、労働生産率、設備利用率、原価計算等を政治・精神的評価と物質的刺激に結び付けて実際に意味のあるものにするのであった⁽³²⁾。

企業に対する改革的な措置は企業内部で仕事を行っている勤労者の労働に対する評価にも及んだ。勤労者は従前には労働日や時間のみがその労働の評価対象であったが、改革的な措置によって「儲けた収入による評価」が導入され、実際にどれだけ利益を上げたかによってその報酬が支払われるようになった⁽³³⁾。2002年7月1日に始まった価格と賃金を大幅に引き上げる措置は、労働の報酬を現実に合わせることであり、この新たな制度を意味あるものにして、普遍化させるための措置であったといえる。

結論

行政機関と企業との関係に主眼を置いて朝鮮民主主義人民共和国の工業管理体系の変遷過程を見ると、今回の経済改革に関して以下のようにいうことができる。

第1に、今回の経済改革は、工業管理体系の変化を見ると、1998年9月5日の憲法改正をその起点と見ることができる。憲法改正にしたがって、中央と地方の行政機関が改編されてその新たな国家機構体系で企業に対する改革的な措置がとられた。2002年7月1日からとられた措置はそれまで企業に対して行われてきた措置の延長線上にあるのである。

第2に、工業管理体系は解放直後に部門別工業管理体系が形成されてきて、経済規模の拡大にしたがって1960年代初めから地方別工業管理体系が導入されるようになったのであるが、今回の経済改革はその地方別工業管理体系を解体してそれ以前の部門別工業管理体系に回帰する側面を持っている。そのため、経済改革の進展を展望するためには1950年代までの経済組織と経済政策についての研究をいっそう発展させることが必要である。ただし、かつての部門別工業管理体系と新たに形成されたそれとは、経済規模の違いのみならず、企業の形態や企業管理、労働評価制等、さまざまな質的な違いがあることにも留意されなければならない。

第3に、部門別工業管理体系が強化される限り、企業連合が同一部門で形成されていくことになる。一定地域内で同一部門の企業を網羅する形態2、全国的に同一部門の企業を網羅する形態3の連合企業所の結成は今後も続けられるであろう。

第4に、部門別であっても地域別であっても、工業管理体系は国家が企業に対して生産計画を達成させようとする目的で形成されたものである。今回の経済改革もその目的に向かって動いている。ただし、これが将来的に市場経済化に向かうものになる可能性がないとはいいきれない。

注

(1)代表的な研究としては、成守一「社会主義経済管理論」上中下(『月刊朝鮮資料』第19巻第4号、第5号、第6号)。

(2)『 』[主体経済学読本] [朝鮮労働党出版社] [平壤] 1999年 pp. 434-437。

(3)布告の内容については『北韓法令集 第3巻』大陸研究所 [ソウル] 1990年 p.154に収録された「産業局臨時措置施政要綱」、布告の発表日については、柳文華『解放後4年間 国内外重要日誌 1945.8~1949.3』[解放後4年間の国内外重要日誌 1945年8月~1949年3月] 民主朝鮮社 [平壤] 1949年<金南植・李庭植・韓洪九編『韓国現代史資料12』 [トルベゲ] [ソウル]収録>p.16。

(4)『北韓法令集 第3巻』(前掲)pp.161-162に収録された北朝鮮臨時人民委員会決定第124号「国营企業場管理令」および [キム・ジョンイル]「 [我が国工業の発展]」(『醉軒 蟹虞税 昔肯 井薦 降穿:1948-1958』[我が国人民経済の発展 1948年~58年] [国立出版社] [平壤] 1958年)p.107。

(5) [朝鮮民主主義人民共和国科学院経済法学研究所]『 』 [朝鮮民主主義人民共和国国家社会制度] [科学院出版社] [平壤] 1963年 pp.40-41。

(6) 大韓民国文教部国史編纂委員会編『北韓関係史料集 法制編』大韓民国文教部国史編纂委員会 1987年 pp.81-83に収録された北朝鮮臨時人民委員会決定第136号「北朝鮮臨時人民委員会企画局設置に関する件」。

(7)『北韓法令集 第2巻』大陸研究所 1990年 [ソウル]pp.889-110に収録された北朝鮮人民委員会法令第2号「税金制度改革に関する決定書」。

(8)朝鮮民主主義人民共和国科学院経済法学研究所『朝鮮民主主義人民共和国国家社会制度』(前掲)p.55。

(9) 朝鮮民主主義人民共和国科学院経済法学研究所『朝鮮民主主義人民共和国国家社会制度』(前掲)p.58。

(10) [金日成]『 』 [戦後人民経済復旧発展のために] [朝鮮労働党出版社] [平壤] 1956年 pp.4-5。

(11)『 (14)』 [金日成著作集(14)] [朝鮮労働党出版社] [平壤] 1981年 p.41。

(12)『 (25)』 [金日成全集(25)] [朝鮮労働党出版社] [平壤] 1999年 pp.68-71。

(13)『 』 [労働新聞]1961年9月12日。

(14) 社会科学院歴史研究所『朝鮮全史 30』科学、百科辞典出版社 1982年 p.66 および朝鮮民主主義人民共和国科学院経済法学研究所『朝鮮民主主義人民共和国国家社会制度』(前

掲)p.164。

(15) 朝鮮民主主義人民共和国科学院経済法学研究所『朝鮮民主主義人民共和国国家社会制度』(前掲)p.162。

(16) 貿易代金未払問題の発生については、「1976年の北朝鮮 内攻する危機と外交面の激動」(『アジア動向年報 1977年版』アジア経済研究所 1977年)、小牧輝夫編『朝鮮半島 開放化する東アジアと南北対話』アジア経済研究所 1986年、青木和雄「日朝経済関係」(『北朝鮮の経済と貿易の展望 1994年』日本貿易振興会海外経済情報センター1995年)を参照。

(17) 『 (34)』[金日成著作集(34)] [朝鮮労働党出版社] [平壤] 1987年 pp.478-479。

(18) 『労働新聞』1981年10月31日には「黄海南道経済指導委員会」、『労働新聞』1981年11月10日には「平安北道経済指導委員会」、『労働新聞』1981年11月17日には「咸鏡南道経済指導委員会」と「平安南道経済指導委員会」、『労働新聞』1981年11月28日には「慈江道経済指導委員会」、『労働新聞』1981年12月16日には「江原道経済指導委員会」が初めてその名称を公にした。これらの記事によって、1981年10月頃に、各道に経済指導委員会が組織され、その下に各局を置いていたことがわかる。

(19) [リ・ジェホ]「 [新たな工業指導体系における偉大な首領様式の事業方法の基本要求の徹底的な貫徹」(『 [社会科学] 1982年第6号 1982年11月)pp.43-47。

(20) 『労働新聞』1983年12月2日、『労働新聞』1983年12月17日。

(21) 『労働新聞』1985年5月31日では、5月30日にはすでに平壤市の党責任秘書と人民委員会委員長が兼任されていることが確認できる。

(22) [パク・ソンホ]「 [新たな予算収納体系の特徴と優越性」(『 [経済研究]2000年第4号 2000年11月)pp.17-19。

(23) 拙稿「朝鮮民主主義人民共和国における企業連合の形成」(『アジア経済』第43巻第11号 2002年11月)pp.2-23。

(24) 具体的な事例については、拙稿「朝鮮民主主義人民共和国における企業連合の形成」(前掲)参照。

(25) 拙稿「朝鮮民主主義人民共和国における企業連合の形成」(前掲)参照。

(26) 拙稿「1998年の朝鮮民主主義人民共和国 光明星1号の打ち上げで威信回復を試みる」(『アジア動向年報』1999年版 アジア経済研究所)pp.64-65。

(27) パク・ソンホ、前傾論文。

(28) 拙稿「1999年の朝鮮民主主義人民共和国 効率化を目指して経済組織を再編」(『アジア動向年報』2000年版 アジア経済研究所)pp.69-73 および拙稿「2000年の朝鮮民主主義人民共和国 対外関係で地道な足場固め」(同年報 2001年版)pp.66-71。

(29) 『朝鮮新報』HP <<http://www.korea-np.co.jp/>> 日本語版 2002年8月5日。

(30) 『労働新聞』2001年11月17日。

(31) 拙稿「1999年の朝鮮民主主義人民共和国」(前掲)pp.69-73 および拙稿「2000年の朝鮮民主主義人民共和国」(前掲)pp.66-71。

(32) 『労働新聞』2001年11月17日、『労働新聞』2002年8月17日、『労働新聞』2002年10月3日。

(33) 『労働新聞』2002年5月29日、『朝鮮新報』HP 朝鮮語版 2002年7月19日。